

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 連携を図る企業相互の知見を蓄積するとともに、自社技術の向上や設備の改良に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有により、業務効率化や法律改正に伴う対応を検討する。
- 環境負荷の少ない商品の調達やサービスの利用は、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業を優先的に選択する。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- 取引先との長期的な信頼関係の構築をするため十分に協議の機会を設け、必要な説明や情報の提供を行うことにより取引の改善に繋げます。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場やデータ等に基づく合理的な価格を設定します。
- 製造委託等代金の支払いは現金とし、物品等を受領した日から起算して 60 日以内に行います。また、振込にかかる手数料は当社の負担とします。

2025年3月24日
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社丸十大屋

企 業 名

代表取締役 佐藤 利右衛門

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。